

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

令和7年9月24日

【発行者の名称】

中央インターナショナルグループ株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長兼社長 大石 正徳

【本店の所在の場所】

佐賀県佐賀市唐人二丁目2番12-101号

【電話番号】

0952-37-6231

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 池田 憲幸

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/news/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

中央インターナショナルグループ株式会社

<http://www.cig-ins.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.ipx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概要】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第32期中	第33期中	第34期中	第32期	第33期
会計期間	自 令和 5年 1月 1日	自 令和 6年 1月 1日	自 令和 7年 1月 1日	自 令和5年 1月 1日	自 令和6年 1月 1日
	至 令和 5年 6月30日	至 令和 6年 6月30日	至 令和7年 6月30日	至 令和5年12月31日	至 令和6年12月31日
売上高 (千円)	340,523	319,661	321,144	664,342	638,342
経常利益 (千円)	23,306	10,600	11,432	936	809
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	23,140	△ 2,283	7,502	2,842	△ 4,901
中間包括利益又は包括利益 (千円)	36,753	40,360	11,319	35,924	23,073
資本金 (千円)	20,000	20,000	52,492	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	3,607,083	3,607,083	3,867,021	3,607,083	3,607,083
純資産額 (千円)	665,617	678,067	736,609	664,788	660,780
総資産額 (千円)	1,767,805	1,739,369	1,730,297	1,739,554	1,697,273
1株当たり純資産額 (円)	201.56	213.90	213.53	201.03	207.42
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	7.73	△ 0.78	2.46	0.95	△1.68
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.1	35.3	38.6	34.6	35.0
自己資本利益率 (%)	3.9	△ 0.4	1.2	0.5	△ 0.8
株価収益率 (倍)	38.8	—	97.6	210.6	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	28,101	29,249	14,771	22,959	31,475
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	32,091	48,119	△ 46,979	51,078	66,231
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 59,016	△ 56,203	30,964	△ 92,141	△ 74,277
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	80,256	82,141	83,163	60,975	84,405
従業員数 (名)	75	64	63	73	65

(注) 1. 第32期及び第33期、第32期中、第33期中及び第34期中の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 第32期、第32期中及び第34期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第33期及び第33期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、中間(当期)純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数(名)については、正社員のほか、保険外交員、出向社員及び契約社員についても、実質的に常時雇用しておりますので、従業員数(平均人員)に含めております。尚、平均臨時雇用人員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
4. 保険外交員(保険募集人)数は、第32期中 64人、第33期中61人、第34期中61人であります。
5. 第33期中及び第33期株価収益率につきましては、計算基礎となる1株当たり中間(当期)純利益が1株当たり中間(当期)純損失(△)となっており算出数値はマイナスとなるため、記入しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

令和7年6月30日現在

従業員数(名)	63
---------	----

(注) 1. 従業員数(名)については正社員のほか、保険外交員、出向社員及び契約社員についても実質的に常時雇用しておりますので、従業員数(平均人員)に含めております。尚、平均臨時雇用人員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 従業員数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 当社グループにおいては、保険サービス事業及び不動産賃貸事業を行っておりますが、従業員数の全ては保険サービス事業に携わっており、不動産賃貸事業に携わる従業員は専従者がいないため0人です。

(2)発行者の状況

令和7年6月30日現在

従業員数(名)	3
---------	---

(注) 1. 従業員数は就業人員及び嘱託社員であります。

2. パートタイマー等の臨時従業員は、現在、雇用しておりません。

3. 従業員数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間(令和7年1月1日～令和7年6月30日)におけるわが国経済は、緩やかな回復傾向が続いていますが、その足取りは鈍いものとどまっております。輸出が減少した上、個人消費が横ばい圏にとどまるなど内外需とも力強さに欠け、トランプ関税の本格発動前の段階でも日本経済がけん引役不在の状況が続きました。景気下押し圧力が強いなか、数少ない下支え材料は物価の鈍化であります。物価は目先高い伸びとなるものの、原油安の進展や円安修正の影響でコスト上昇圧力は次第に鈍化することが予想されます。

このような中、当社グループの主な業務であります保険代理店業の業界におきましては、規制緩和と自由化の進展が販売チャネルの多様化による競争・競合激化と代理店の淘汰・統廃合をもたらし、引き続き厳しい舵取りを迫られ、さらに代理店業界再編・統合等の動きも加速化するものと思われれます。

当社グループでは、最大の強みである「face to face」での営業活動に力点を置き、お客様の様々なニーズに合わせた保険設計や事故時における迅速な対応などを通じて、きめ細かなお客様へのサービスの浸透に努め、当社のスケールメリットを生かし営業基盤の拡大に引き続き注力してまいりました。外交員の高齢化に伴う人手不足など懸念材料はあるものの、既存営業拠点全10箇所において効率的な営業を行うこととしてきました。

今後も厳しい経営環境が予想されますが、時代の変化に柔軟に粘り強く対応し、かつ、法令遵守の立場から、さらなる組織態勢の整備・充実に努めてまいり所存であります。

以上のような状況において、当中間連結会計期間の連結売上高は、前年同期比1,482千円増収(+0.5%)の321,144千円となりました。

損益面では、営業利益で前年同期比4,979千円増益(+1,651.9%)の5,280千円となりました。経常利益では、前年同期比832千円増益(+7.9%)の11,432千円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は投資有価証券評価損が無くなったことなどから前年同期比9,786千円増益(前連結中間会計期間は2,283千円の親会社株主に帰属する中間純損失)の7,502千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(保険サービス事業)

保険サービス事業につきましては、売上高は対前年同期比1,700千円増収(+0.6%)の275,305千円となりました。セグメント利益は売上高の増加に伴い6,148千円増益(+38.5%)の22,114千円となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業につきましては、安定した収益を確保するため、貸店舗、貸マンション等の収益物件を保有しております。売上高は少額ながら空室が発生したことなどから対前年同期比335千円減収(△0.7%)の45,357千円となりました。セグメント利益は売上高減少に伴い2,148千円減益(△50.8%)の2,082千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、83,163千円となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は14,771千円となりました。主な収入項目は、税金等調整前中間純利益の計上額18,789千円、減価償却費19,568千円、主な支出項目は、法人税等の支払額9,581千円、受取利息及び受取配当金7,597千円、有価証券売却益7,357千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は46,979千円となりました。主な収入項目は、投資有価証券の売却による収入172,506千円、主な支出項目は、投資有価証券の取得による支出207,651千円、定期預金の預入による支出7,801千円、であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は30,964千円となりました。主な収入項目は、新株式発行による収入64,984千円、長期借入による収入10,000千円であります。主な支出項目は、長期借入金の返済による支出42,956千円です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保険サービス事業	275,305	100.6
不動産賃貸事業	45,357	99.3
その他	481	132.2
合計	321,144	100.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	比率(%)	販売高(千円)	比率(%)
AIG損害保険株式会社	130,254	40.7	118,846	37.0
東京海上日動火災保険株式会社	59,722	18.7	51,834	16.1

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。))に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生(当該手続きが実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は再生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は前 i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと当社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると当社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
 次のa又はbに該当する場合
 a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
 b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。
 a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。
 b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとして当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 e TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 g 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
 当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
 特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
 当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。
- ⑳ その他
 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月とする。)を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

① 流動資産

流動資産は168,736千円となり、前連結会計年度末(令和6年12月31日、以下「前期末」)と比較して、8,496千円減少(△4.8%)しました。主な科目の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・現金及び預金が6,558千円増加しました。これは、主に事業全般の取引による流動資産の増減によるものです。
- ・売掛金が5,323千円及びその他が9,731千円それぞれ減少しました。これも、事業全般の取引による流動資産の増減によるものです。

② 固定資産

固定資産は1,561,560千円となり、前期末と比較して41,521千円増加(+2.7%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・有形固定資産が前期末から18,843千円減少しました。これは、主に建物の減価償却によるものです。
- ・投資その他の資産が前期末から57,740千円増加しました。これは、主に投資有価証券の増加によるものです。

③ 流動負債

流動負債は202,474千円となり、前期末と比較して10,101千円増加(+5.3%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

④ 固定負債

固定負債は791,213千円となり、前期末と比較して52,906千円減少(△6.3%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・長期借入金が前期末から34,892千円減少しました。
- ・社債が前期末から18,000千円減少しました。

⑤ 純資産

純資産は736,609千円となり、前期末と比較して75,829千円増加(+11.5%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・利益剰余金が7,502千円増加となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益が発生したことによるものです。
- ・資本金及び資本剰余金は、株主割当増資によりそれぞれ32,492千円増加しました。

(2) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1)発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、重要な設備の除去等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間 末現在発行数 (株) (令和7年6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (令和7年9月24日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,132,979	3,867,021	3,867,021	東京証券取引 所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,132,979	3,867,021	3,867,021	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和7年2月3日 (注)	259,938	3,867,021	32,492	52,492	32,492	211,114

(注) 令和7年2月3日に株主割当により発行済株式総数、資本金及び資本準備金が増加しております。

割当比率	1:0.1
発行株数	259,938株
発行済株式総数	3,867,021株 (259,938株増加)
発行価額	250円
資本組入額	125円
資本金	52,492千円 (32,492千円増加)
資本準備金組入額	125円
資本準備金	211,114千円 (32,492千円増加)

(6)【大株主の状況】

令和7年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
NPO法人Cig塾	佐賀市高木瀬東2丁目2-35	1,251,400	40.02
有限会社KIMアセント	佐賀市高木瀬東2丁目2-36	1,028,400	32.89
石井 露	佐賀県佐賀市	283,500	9.07
株式会社うけがわ	佐賀市諸富町大字山領467番地9	134,100	4.29
石井 正登	佐賀県佐賀市	42,631	1.36
大坪 紀美子	佐賀県佐賀市	40,500	1.30
大石 禅	佐賀県佐賀市	38,500	1.23
大石 秀子	佐賀県佐賀市	38,500	1.23
大石 正徳	佐賀県佐賀市	38,500	1.23
中村 紀寿	福岡県大川市	36,000	1.15
計	—	2,932,031	93.77

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注)2. 上記のほか、自己株式が740,200株あります。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和7年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 740,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,126,200	31,262	—
単元未満株式	普通株式 621	—	—
発行済株式総数	3,867,021	—	—
総株主の議決権	—	31,262	—

②【自己株式等】

令和7年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中央インターナショナルグループ(株)	佐賀県佐賀市唐人 二丁目2番12-101号	740,200	—	740,200	19.14
計	—	740,200	—	740,200	19.14

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	280	—	230	200	200	240
最低(円)	280	—	230	200	200	240

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 令和7年2月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日以後、当中間発行者情報の公表日までの異動は以下のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役会(非常勤)	今野 昌浩	令和7年3月31日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名、女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(令和7年1月1日から令和7年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,955	107,514
売掛金	52,973	47,650
その他	23,303	13,572
流動資産合計	177,233	168,736
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※2 343,304	※2 326,152
機械装置及び運搬具(純額)	8,741	7,668
土地	※2 616,092	※2 616,092
その他(純額)	4,697	4,077
有形固定資産合計	※1 972,834	※1 953,991
無形固定資産		
その他	1,590	4,214
無形固定資産合計	1,590	4,214
投資その他の資産		
投資有価証券	237,602	281,753
長期貸付金	219,935	214,508
保険積立金	50,004	49,761
その他	38,072	57,331
投資その他の資産合計	545,614	603,354
固定資産合計	1,520,039	1,561,560
資産合計	1,697,273	1,730,297

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	—	18,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 84,353	※2 86,290
未払金	51,629	51,880
未払法人税等	5,510	3,931
その他	50,879	42,372
流動負債合計	192,372	202,474
固定負債		
社債	54,000	36,000
長期借入金	※2 726,947	※2 692,055
その他	63,172	63,158
固定負債合計	844,120	791,213
負債合計	1,036,492	993,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	52,492
資本剰余金	637,245	669,737
利益剰余金	146,932	154,435
自己株式	△264,828	△264,828
株主資本合計	539,349	611,836
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55,326	55,831
その他の包括利益累計額合計	55,326	55,831
非支配株主持分	66,104	68,940
純資産合計	660,780	736,609
負債純資産合計	1,697,273	1,730,297

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	(自	令和6年 1月 1日	(自	令和7年 1月 1日
	至	令和6年6月30日)	至	令和7年6月30日)
売上高		319,661		321,144
営業費用	※1	319,360	※1	315,864
営業利益		301		5,280
営業外収益				
受取利息		2,400		2,648
受取配当金		6,165		4,948
受取保険金		4,947		2,796
売電収入		885		842
その他		1,107		1,270
営業外収益合計		15,505		12,506
営業外費用				
支払利息		5,046		5,759
その他		160		595
営業外費用合計		5,207		6,354
経常利益		10,600		11,432
特別利益				
投資有価証券売却益		5,121		7,357
事業譲渡益	※3	14,090		—
特別利益合計		19,212		7,357
特別損失				
固定資産売却損	※4	1,449		—
投資有価証券評価損		20,625		—
特別損失合計		22,075		—
税金等調整前中間純利益		7,737		18,789
法人税、住民税及び事業税	※2	7,706	※2	7,975
中間純利益		30		10,814
非支配株主に帰属する中間純利益		2,314		3,311
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△2,283		7,502

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年6月30日)	(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年6月30日)
中間純利益	30	10,814
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	55,326	505
その他の包括利益合計	55,326	505
中間包括利益	40,360	11,319
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	38,045	8,008
非支配株主に係る中間包括利益	2,314	3,311

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	637,245	151,834	△238,221	570,857
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)			△2,283		△2,283
自己株式の取得				△26,607	△26,607
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	—	—	△2,283	△26,607	△28,890
当中間期末残高	20,000	637,245	149,550	△264,828	541,967

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	30,937	30,937	62,993	664,788
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)				△2,283
自己株式の取得				△26,607
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	40,329	40,329	1,839	42,169
当中間期変動額合計	40,329	40,329	1,839	13,278
当中間期末残高	71,267	71,267	64,832	678,067

当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	637,245	146,932	△264,828	539,349
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			7,502		7,502
新株の発行	32,492	32,492			64,984
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	32,492	32,492	7,502	—	72,487
当中間期末残高	52,492	669,737	154,435	△264,828	611,836

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	55,326	55,326	66,104	660,780
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益				7,502
新株の発行				64,984
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	505	505	2,836	3,341
当中間期変動額合計	505	505	2,836	75,829
当中間期末残高	55,831	55,831	68,940	736,609

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	7,737	18,789
減価償却費	19,474	19,568
受取利息及び受取配当金	△8,566	△7,597
支払利息	5,046	5,759
受取保険金	△4,947	△2,796
事業譲渡益	△14,090	—
投資有価証券評価損	20,625	—
投資有価証券売却益	△5,121	△7,357
固定資産売却損	1,449	—
売上債権の増減額(△は増加)	6,205	5,323
未払金の増減額(△は減少)	△716	251
その他	6,297	△9,689
小計	33,393	22,252
利息及び配当金の受取額	8,566	7,597
利息の支払額	△4,533	△5,496
法人税等の支払額	△8,176	△9,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,249	14,771
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△7,200	△7,801
定期預金の払戻による収入	6,000	—
投資有価証券の取得による支出	△10,124	△207,651
投資有価証券の売却による収入	18,142	172,506
保険積立金の積立による支出	△573	△550
保険積立金の払戻による収入	12,488	3,230
固定資産の取得による支出	—	△3,349
固定資産の売却による収入	8,831	—
事業譲渡による収入	14,090	—
貸付金の回収による収入	5,559	5,536
その他	904	△8,899
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,119	△46,979

(単位:千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年6月30日)	(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	10,000
長期借入金の返済による支出	△46,272	△42,956
社債の発行による収入	18,000	—
新株式発行による収入	—	64,984
自己株式取得による支出	△26,607	—
その他	△1,323	△1,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,203	30,964
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,166	△1,242
現金及び現金同等物の期首残高	60,975	84,405
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 82,141	※ 83,163

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

(2) 連結子会社の名称

中央保険サービス株式会社

有限会社総合保険サービス

有限会社東京中央サービス

株式会社東北永愛友商事岩手

中央商事株式会社

有限会社イシイ

中央地所株式会社

なお、中央商事株式会社は、旧株式会社中央保険サービスが社名変更したものです。また、中央地所株式会社は新設によるものです。何れも当社の完全子会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～17年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

生命保険代理店手数料及び損害保険代理店手数料

保険サービス事業においては、保険契約者のニーズに応じて、保険契約者に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。

保険契約者に対し保険契約の取次を行う義務については、保険契約の取次後、保険契約が有効となった時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

また、取引価格の算定において、保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により解約返戻金を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年 6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	465,223千円	484,800千円

※2 担保資産及び担保付債務

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年 6月30日)
建物及び構築物	311,362千円	297,428千円
土地	610,575千円	610,575千円
計	921,938千円	908,004千円

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年 6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	84,353千円	84,250千円
長期借入金	726,947千円	684,894千円
計	811,301千円	769,144千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)
役員報酬	70,260千円	72,860千円
外交員給与	75,527千円	74,348千円
給料及び手当	58,849千円	58,701千円

※2 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて計算しております。

※3 事業譲渡益

前中間連結会計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年6月30日)

保険契約の一部を譲渡したことによるものであります。

当中間連結会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

該当事項はありません。

※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)
土地	1,449千円	—
計	1,449千円	—

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,607,083	—	—	3,607,083
合計	3,607,083	—	—	3,607,083
自己株式				
普通株式	613,500	126,700	—	740,200
合計	613,500	126,700	—	740,200

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (株)	当中間連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,607,083	259,938	—	3,867,021
合計	3,607,083	259,938	—	3,867,021
自己株式				
普通株式	740,200	—	—	740,200
合計	740,200	—	—	740,200

(注) 当中間連結会計期間において増加しております株式数259,938株は、令和7年2月に株主割当増資を実施したことによります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)
現金及び預金	89,691千円	107,514千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△7,550千円	△24,351千円
現金及び現金同等物	82,141千円	83,163千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和6年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)有価証券及び投資有価証券			
①その他有価証券	236,986	236,986	—
(2)長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	231,192	231,192	—
資産計	468,178	468,178	—
(1)社債 (1年内償還予定の社債を含む)	54,000	53,827	△172
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	811,301	811,130	△170
負債計	865,301	864,958	△343

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	616

当中間連結会計期間(令和7年 6月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)有価証券及び投資有価証券			
①その他有価証券	281,137	281,137	—
(2)長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	225,655	225,655	—
資産計	506,792	506,792	—
(1)社債 (1年内償還予定の社債を含む)	54,000	53,810	△189
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	778,345	777,921	△424
負債計	832,345	831,731	△613

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
非上場株式	616

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和6年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	236,986	—	—	236,986
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	236,986	—	—	236,986

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和6年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	—	231,192	—	231,192
資産計	—	231,192	—	231,192
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	53,827	—	53,827
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	811,130	—	811,130
負債計	—	864,958	—	864,958

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。但し、市場金利に連動する変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

社債・長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(令和7年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	281,137	—	—	281,137
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	281,137	—	—	281,137

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間(令和7年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	—	225,655	—	225,655
資産計	—	225,655	—	225,655
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	53,810	—	53,810
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	777,921	—	777,921
負債計	—	831,731	—	831,731

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。但し、市場金利に連動する変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

社債・長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(令和6年12月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	221,295	136,351	84,943
小計	221,295	136,351	84,943
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	15,691	16,351	△660
小計	15,691	16,351	△660
合計	236,986	152,702	84,283

(注)1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 616千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注)2. 「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当中間連結会計期間(令和7年6月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	252,607	163,373	89,233
小計	252,607	163,373	89,233
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	28,530	31,831	△3,301
小計	28,530	31,831	△3,301
合計	281,137	195,205	85,931

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 616千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

当社及び一部連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。
令和6年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,867千円千円(賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。
(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	823,267
	期中増減額	△ 35,323
	期末残高	787,944
期末時価		778,074

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.期中増減額は、土地売却による減少9,930千円及び賃貸用建物の減価償却による減少25,392千円であります。

3.期末の時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

当中間連結会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

当社及び一部連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。
当中間連結会計期間における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,161千円(賃貸収益は売上高、賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。
(単位:千円)

中間連結貸借対照表計上額	期首残高	787,944
	期中増減額	△ 12,758
	中間期末残高	775,186
中間期末時価		777,110

(注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.期中増減額は、賃貸用建物の減価償却による減少12,758千円であります。

3.中間期末時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の内容により事業セグメントを識別しており、「保険サービス事業」と「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算出方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	保険サービス 事業	不動産 賃貸事業	計				
売上高							
顧客との契約 から生じる収益	273,605	—	273,605	363	273,968	—	273,968
その他の収益	—	45,693	45,693	—	45,693	—	45,693
外部顧客への 売上高	273,605	45,693	319,298	363	319,661	—	319,661
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	5,040	5,040	—	5,040	△5,040	—
計	273,605	50,733	324,338	363	324,701	△5,040	319,661
セグメント利益	15,965	4,230	20,196	△1,610	18,585	△18,284	301
セグメント資産	322,454	1,070,206	1,392,661	10,264	1,402,925	336,444	1,739,369
その他の項目							
減価償却費	3,940	15,534	19,474	—	19,474	—	19,474
有形固定資産 及び無形 固定資産の 増加額	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△18,284千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額336,444千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	保険サービス 事業	不動産 賃貸事業	計				
売上高							
顧客との契約 から生じる収益	275,305	—	275,305	481	275,786	—	275,786
その他の収益	—	45,357	45,357	—	45,357	—	45,357
外部顧客へ の売上高	275,305	45,357	320,663	481	321,144	—	321,144
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	5,040	5,040	—	5,040	△5,040	—
計	275,305	50,397	325,703	481	326,184	△5,040	321,144
セグメント利益	22,114	2,082	24,196	△593	23,602	△18,322	5,280
セグメント資産	393,057	1,025,181	1,418,239	12,800	1,431,040	299,256	1,730,297
その他の項目							
減価償却費	3,962	15,605	19,568	—	19,568	—	19,568
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	2,967	381	3,349	—	3,349	—	3,349

(注) 1「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△18,322千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額299,256千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	保険サービス事業	不動産賃貸事業	その他	合計
外部顧客への売上高	273,605	45,693	363	319,661

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	130,254	保険サービス事業
東京海上日動火災保険株式会社	59,722	

当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位:千円)

	保険サービス事業	不動産賃貸事業	その他	合計
外部顧客への売上高	275,305	45,357	481	321,144

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	118,846	保険サービス事業
東京海上日動火災保険株式会社	51,834	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和7年 6月30日)
1株当たり純資産額	207.42円	213.53円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和7年 1月 1日 至 令和7年 6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	△0.78円	2.46円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失(△)(千円)	△2,283	7,502
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又 は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△2,283	7,502
普通株式の期中平均株式数(株)	2,939,283	3,052,553

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、中間純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年9月24日

中央インターナショナルグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 照屋 洋平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央インターナショナルグループ株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和7年1月1日から令和7年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央インターナショナルグループ株式会社及び連結子会社の令和7年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和7年1月1日から令和7年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上